



## 福祉サービスの利用には、サービス利用計画案が必要です

障害者総合支援法では、福祉サービスを利用するためには、サービス利用計画案を提出する必要があります。サービス利用計画案は、相談支援専門員に依頼して計画相談給付費により作成する方法と、申請者が自分で作成する方法があります。自分で作成する方法は、セルフプランといいます。どちらの方法で作成するかは、申請者が自分で選ぶことができます。

	計画相談給付費	セルフプラン
利用計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成費は無料です</li> <li>・相談支援専門員に依頼して作成します</li> <li>・計画を作成するために相談支援専門員は、自宅へ訪問をします</li> <li>・計画相談給付費の申請が必要です</li> <li>・計画を作成するためには、作成するための時間が必要になります</li> <li>・実際にサービスを使った結果を評価し、必要に応じて、サービス内容の見直しをおこないます（モニタリング）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成費は無料です</li> <li>・自分で作成しますが、家族や関係者の支援を受けることができます</li> <li>・自分で作成するため、依頼し、計画を作成するまでの時間はかかりません。</li> <li>・サービス内容の評価は自分でおこないます。</li> </ul>
選択する目安	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数のサービスを使う</li> <li>・複数のサービス事業者を使う</li> <li>・退院後や退職後など、進路や方向性が定まっていない</li> <li>・サービス内容が変更する可能性がある</li> <li>・サービス内容を検討する時間が必要である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとつのサービスしか使わない</li> <li>・すでに学校や関係機関で相談をしており、進路や方向性が定まっている</li> <li>・サービス内容の変更は予定されない</li> <li>・すぐにサービスを利用する必要がある</li> </ul>



## 計画の作成方法について

	計画相談給付費	セルフプラン
手続き	サービス利用申請の際に、計画相談支援給付費を申請していただきます	「甲州市障害者セルフプラン」を参考に作成をしていただきます。



お問い合わせ

甲州市福祉あんしん相談センター

甲州市塩山上於曾933番地6

TEL 0553-32-0285

FAX 0553-33-